

農業委員会の掲示板

◆農業委員会は『農地の利用状況調査』に取り組んでいます◆

農地法では、遊休農地に関する措置として、遊休農地の発生防止・解消を図るため、毎年、市内の農地の利用状況を調査するよう、義務付けられています。

そのため、農業委員会では、6月から7月にかけて農地調査協力員に、8月から10月にかけて農地利用最適化推進委員に利用状況調査をお願いしています。

また、調査では、遊休農地の発生や、解消状況を確認するとともに、遊休農地を再生利用が可能な遊休農地（緑区分※1、黄区分※2）あるいは、再生利用が困難な遊休農地であるか区分をお願いしています。

なお、再生利用が可能な遊休農地については、11月以降に土地所有者に対し、意向調査を実施し、解消に向けて利用調整を図っていくとともに、再生利用が困難な遊休農地については、非農地判断を行い、農地台帳から除外していきます。

※1 草刈り等で直ちに耕作可能となる農地

※2 草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が行われる予定がある農地



◆農業者年金のすすめ◆～どういう人が加入できる？～

加入要件は3つだけ！

20歳以上
60歳未満

国民年金
第1号被保険者

年間60日以上
農業に従事



<https://www.nounen.go.jp/nounen/seido/>

▲年金制度のご案内はこちら

農業者年金は、一生涯、給付されます！
長生きされてもずっともらえる、
農業者だけのお得な年金です
農業委員会までお気軽に御相談ください

奥さん、お子さん、
お手伝いさんなどなど
実は幅広い方が対象です！



農地のことは
農業委員会へ！

本庁窓口／所在地：京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488京都市役所本庁舎地下1階

TEL：075(222)4050、FAX：075(212)9084

京北窓口／所在地：京都市右京区京北周山町上寺田1-1京北合同庁舎1階

TEL：075(852)1825、FAX：075(852)1827

ホームページアドレス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu2/category/32-11-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

京都市農業委員会

この印刷物が
不要になれば
「雑がみ」として
古紙回収等へ！

令和5年夏号

京都市農委だより 第55号



出雲与一さん

藤田委員

今井委員

樹下委員

がんばっている農業者

いずも よいち

西京区樫原 出雲 与一さん

今回は、親子4人で農業経営をされている出雲与一さん
取材させていただきました。

水稻のほか、春はタケノコ、夏はナスやキュウリといった
夏野菜、冬はほうれん草などを栽培されており、水稻の農
作業受託も御多忙の中頑張っておられます。

就農されて13年。「毎年、天候や状況が変わるので、
うまく栽培管理できることに農業の楽しさややりがい
を感じます」とおっしゃる出雲さんの畑には、ナスやオクラ

などがきれいに作付けされており、ほかにも「趣味」のハウストマトの栽培も行っているとか。趣味とい
う言葉が出てくるのは、農業を好きでされている証だなと感じました。

特に食味にこだわっておられるそうで、出雲さんの言葉の端々から、お客様のことを想って、喜んで
もらえる野菜づくりを目指されている熱意が伝わりました。

販売は、市場や御自宅での軒先販売、ホテルやレストランのほか、特に自信のあるタケノコは全国への
発送もされています。

今後は、親の代からのお客様を大切に、作物の品質を上げて、おいしいと思ってもらえるものを
作り続けていきたいと熱い思いを語っていただきました。気さくな親しみやすい方で、その人柄も
お客様から長年愛されている理由だろうと感じられる楽しい取材でした。(取材委員 今井、藤田、樹下)

もくじ

- *がんばっている農業者(西京区樫原 出雲 与一さん) 1
- *6次産業化(伏見区向島 お茶) 2
- *農業委員会掲示板(農地改良の一時転用、熱中症に気を付けましょう) 3
- *農業委員会掲示板(利用状況調査、農業者年金のすすめ) 4

農業の6次産業化 日本の文化を海外へ！ こだわりのお茶「栽培」+「加工」+「販売」

寒冷紗が茶畑を覆い、いよいよ茶摘みを待つばかりの4月下旬、京都市内で数少ないお茶農家である中西義典さんを訪ねました。

中西さんは現在117aでお茶を栽培され、荒茶もしくは抹茶として販売されています。

奥様と御両親、息子さん御夫婦でされている、まさに海外に誇れる日本文化のモノづくりである、お茶栽培から販売までの話をお聞きました。

＜お茶栽培・加工＞

お茶はすべて有機栽培されています。化学農薬も不使用で、毎年手間暇かけて栽培されています。

中西さんが就農されたころは、有機栽培は一部だけだったのですが、慣行栽培と有機栽培の両方の作業するのがめんどろ…というなんとも驚きの理由からすべてを有機栽培に切り替えられたそうです。

茶葉の摘み取りはすべて手摘み。茶摘みシーズンの5月ごろになると、1日35人前後の摘み子さんと117aすべての茶葉を手摘みされます。ひとつひとつ手摘みされた茶葉はすぐさま作業場に運ばれ、荒茶へと加工されていきます。



＜販売＞

作られたお茶は輸出もされており、ドイツ、イタリア、カナダなど海外の方からも人気を集めています。

なんと、海外の会社へ直接販売もされているとのこと、やりとりは外国語のこと。栽培、加工だけでなく、販売に係る事務や作業にも相当の手間がかかっているのだらうと想像しました。

ヨーロッパへの輸出は農薬の残留規制が厳しいことも、有機栽培に切り替えるきっかけになったそうです。

海外への販路開拓は、中西さんの人脈の広さや行動力のたまものであると感じました。

また、茶摘みの時期は、時間との闘いであるにも関わらず、小学生の体験授業や外国の方の見学も受け入れられており、中西さん御一家のホスピタリティの高さにも感銘を受けました。

「栽培」「加工」「販売」とすべてにおいて丁寧に手間をかけて、日本文化を世界へ広めておられる中西さんのさらなる御活躍が楽しみです。（取材委員 藤田）



農業委員会の掲示板

◆◆農地改良でも一時転用許可が必要となりました◆◆

京都市の「農地改良に係る農地転用許可等の取扱基準」（令和5年6月16日施行）により、農地改良（田の畑地転換・畑（田）の地形変更）でも、次のいずれかに該当する場合は農地法の一時転用許可が必要になりました。

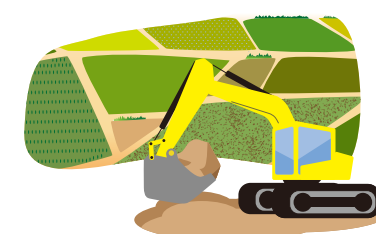
(1) 盛土の高さが1m以上

(2) 面積が30a以上

(3) 工期が6カ月を超える

「許可の基準」として、土質や土量が明らかな「耕作に適した土」を使用し、従前と同等以上の営農ができる農地に戻して耕作を再開することなどが定められています。また、道路の高さを超える盛土は認められません。

なお、一時転用許可が必要となるのは、外部から土を搬入して農地改良を行うものに限られます。一時転用許可にあたらない農地改良（田の畑地転換・畑（田）の地形変更）は、これまでと同様に「田の畑地転換届・畑（田）の地形変更届」の提出が必要です。



◆熱中症に気をつけましょう◆

熱中症は気温が高いなどの環境下で、周りの温度に体が対応することができず、体内の水分やミネラルのバランスが崩れ、体温の調節機能がうまく働かないことなどが原因で起こります。

まだ体が暑さに慣れていない梅雨の晴れ間や梅雨明けの蒸し暑くなった時期に、近年では5月から熱中症が多く見られるので注意が必要です。

熱中症の初期症状としては図のとおりですが、集中力や判断力が低下して、思わぬ事故につながることもあります。また、一度熱中症になると体調の回復に時間がかかることもあります。



熱中症の初期症状

立ちくらみ

めまい

生あくび

筋肉のこむら返り

大量の発汗

筋肉痛



以下の対策を参考に、熱中症や関連した事故の発生を未然に防ぎましょう！

＜対策＞

○意識的に水分・ミネラルを補給する（喉が渇く前に！スポーツドリンクや飴も効果的です。）。

○休憩をこまめにする。体調に異変を感じたときは無理をしない。

○日頃から栄養や睡眠を十分に取り、体力を付けておく。

○1人で作業するときは予定（場所・時間等）を家族等周りの人に伝えておく。



こまめな水分補給を



マスク熱中症に注意しよう



直射日光を避けよう



日傘や帽子を忘れずに



無理をせずに休憩を



エアコンを上手に活用



適度な塩分補給も忘れずに



夜間や就寝中も温度・湿度管理を



周りの人と声をかけ合おう



栄養バランスの良い食事を